

2026

# 生命共済制度 ライフピア

災害保障特約付団体定期保険

わずかな負担で  
大きな保障、  
従業員の  
福祉向上に!

個人負担  
による  
加入も充実!

お手頃な掛金でご加入いただける制度です。



全日本印刷工業組合連合会  
共済センター

# 制度のお取扱い

## ● 加入資格および条件

- ①全印工連共済センター会員企業の役員・従業員と配偶者(個人負担加入者の配偶者のみ)。  
②2026年4月1日現在、満14歳6ヵ月を超える満70歳6ヵ月までの方。但し、更新して継続する場合は満75歳6ヵ月までとします。(満70歳6ヵ月を超えて継続する場合はA~Cコースのみ)  
③生命共済制度加入申込書兼告知書の告知欄をご確認のうえお申し込みください。  
※本制度への加入(増額)に際しては、被保険者の同意が必要です。同意確認は、被保険者の加入(増額)申込書への記名、押印により行わせていただきます。

## ● 掛金の負担

- ①**企業負担** 一掛金を企業にて負担します。掛金は損金または必要経費処理できます。企業の弔慰金制度としてご活用いただけます。  
(2025年11月現在の税制に基づく一般的な取扱を記載しており、変更となることがあります。)
- ②**個人負担** 一掛金を個人にて負担します。  
従業員の自助努力制度としてご活用いただけます。なお、掛金については企業にて取りまとめていただきます。  
また、個人負担加入されている方につきましては、配偶者もご加入いただけます。但し、本人(主たる被保険者)の個人負担加入額を超えての加入はできません。本人が死亡または高度障害状態、退職等により脱退した場合は配偶者も同時に脱退となります。

## ● 生年月日による加入限度額(死亡保険金)

生年月日	1960年(昭和35年)10月1日～ 2011年(平成23年)9月30日	1955年(昭和30年)10月1日～ 1960年(昭和35年)9月30日	1950年(昭和25年)10月1日～ 1955年(昭和30年)9月30日
掛金企業負担部分の 加入限度額	<b>1,000万円</b>	<b>500万円</b>	継続のみ <b>200万円</b>
掛金個人負担部分の 加入限度額	(「企業負担部分の死亡保険金」と 「個人負担部分の死亡保険金」の通算)	<b>500万円</b>	継続のみ <b>200万円</b>

## ● 効力発生日と保険期間

- ① 毎月5日締切で工組(共済センター支部)の確認を受けたものについて、翌々月1日が**効力発生日**となります。
- ② 保険期間は**1年**で、**2026年4月1日**から**2027年3月31日**までです。今回ご加入または増額の方の増額部分の**責任開始日**は**2026年4月1日**となります。なお**中途加入者**については**効力発生日**から**2027年3月31日**までです。以後毎年更新継続します。この期間中に上記加入資格を失われた場合は、脱退手続きが必要です。保障は資格を喪失した月の月末までとなります。
- ③ 一旦加入すれば、その後病気になられても**同額もしくはそれ以下の保障額**で**継続加入**できます。

## ● 掛金の払込について

- ①掛金は指定金融機関の加入者の預金口座から**毎月12日に口座振替**により自動的に引落しされます。  
口座振替は明治安田収納ビジネスサービス株式会社(以下、MBS)に委託し行います。
- ②当月の口座振替が不能の場合には、翌月12日に口座振替を行います。  
なお、3ヵ月連続して振替不能の場合には、最初に振替不能になった月の1日付で脱退となります。
- ③振替日の直前に振替予告通知をMBSから発行します。

### 個人情報の取扱いに関するご案内

この共済の運営にあたっては、契約者である全日本印刷工業組合連合会共済センター(以下全印工連共済センター)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、個人情報といいます。)を取り扱い、全印工連共済センターが保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。

全印工連共済センターは、この共済の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。東京海上日動あんしん生命保険株の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご参照ください。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き全印工連共済センターおよび生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

### 死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 保障範囲と掛金(月払)

\*71歳から75歳の方は、補償内容の増額変更ができません。  
また、加入可能なタイプは「A・B・Cコース」となります。

(\*)2026年4月1日時点での生年月日を表示しております。

保障範囲		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	
I	死亡保険金 (病気等により死亡したとき)	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
II	高度障害保険金 (病気等により別表の高度障害状態になったとき)												
III	死亡保険金 + 災害保険金 (不慮の事故により死亡したとき。 または法律に定める感染症(*1)により死亡したとき)	200万円	300万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円	
IV	高度障害保険金 + 障害給付金 (不慮の事故により別表の高度障害状態になったとき)												
V	障害給付金 (不慮の事故により別表の第2級～第6級のいずれかの 障害を受けたとき。障害の程度による)	70万円 ～10万円	105万円 ～15万円	140万円 ～20万円	210万円 ～30万円	280万円 ～40万円	350万円 ～50万円	420万円 ～60万円	490万円 ～70万円	560万円 ～80万円	630万円 ～90万円	700万円 ～100万円	
VI	入院給付金 (不慮の事故により5日以上入院したとき。但し120日限度)	1日につき 1,500円	1日につき 2,250円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 7,500円	1日につき 9,000円	1日につき 10,500円	1日につき 12,000円	1日につき 13,500円	1日につき 15,000円	
掛金 (月払)	保険年齢	生年月日(*)2											
	15～35歳	1990(H2).10.1 ～2011(H23).9.30	男 357	536	714	1,071	1,428	1,785	2,142	2,499	2,856	3,213	3,570
		女 296	444	592	888	1,184	1,480	1,776	2,072	2,368	2,664	2,960	
	36～40歳	1985(S60).10.1 ～1990(H2).9.30	男 389	584	778	1,167	1,556	1,945	2,334	2,723	3,112	3,501	3,890
		女 340	511	680	1,020	1,360	1,700	2,040	2,380	2,720	3,061	3,401	
	41～45歳	1980(S55).10.1 ～1985(S60).9.30	男 441	662	882	1,323	1,764	2,205	2,646	3,087	3,528	3,969	4,410
		女 367	550	733	1,100	1,466	1,833	2,199	2,566	2,932	3,299	3,665	
	46～50歳	1975(S50).10.1 ～1980(S55).9.30	男 527	791	1,054	1,581	2,108	2,635	3,162	3,689	4,216	4,743	5,270
		女 417	626	835	1,252	1,670	2,087	2,505	2,922	3,340	3,757	4,175	
	51～55歳	1970(S45).10.1 ～1975(S50).9.30	男 658	988	1,316	1,974	2,632	3,290	3,948	4,606	5,264	5,922	6,580
		女 487	731	974	1,461	1,948	2,435	2,922	3,409	3,896	4,384	4,871	
	56～60歳	1965(S40).10.1 ～1970(S45).9.30	男 842	1,263	1,684	2,526	3,368	4,210	5,052	5,894	6,736	7,578	8,420
		女 545	817	1,090	1,635	2,180	2,724	3,269	3,814	4,359	4,904	5,449	
	61～65歳	1960(S35).10.1 ～1965(S40).9.30	男 1,150	1,725	2,300	3,450	4,600	5,750	6,900	8,050	9,200	10,350	11,500
		女 662	994	1,325	1,987	2,650	3,312	3,975	4,637	5,300	5,962	6,625	
	66～70歳	1955(S30).10.1 ～1960(S35).9.30	男 1,619	2,429	3,238	4,857	6,476	8,095	—	—	—	—	—
		女 880	1,320	1,760	2,640	3,520	4,400	—	—	—	—	—	
	71歳	1954(S29).10.1 ～1955(S30).9.30	男 2,054	3,082	4,108	—	—	—	—	—	—	—	
		女 1,091	1,637	2,182	—	—	—	—	—	—	—	—	
	72歳	1953(S28).10.1 ～1954(S29).9.30	男 2,243	3,365	4,486	—	—	—	—	—	—	—	
		女 1,189	1,784	2,378	—	—	—	—	—	—	—	—	
	73歳	1952(S27).10.1 ～1953(S28).9.30	男 2,460	3,690	4,920	—	—	—	—	—	—	—	
		女 1,302	1,953	2,604	—	—	—	—	—	—	—	—	
	74歳	1951(S26).10.1 ～1952(S27).9.30	男 2,711	4,067	5,422	—	—	—	—	—	—	—	
		女 1,429	2,144	2,858	—	—	—	—	—	—	—	—	
	75歳	1950(S25).10.1 ～1951(S26).9.30	男 3,006	4,509	6,012	—	—	—	—	—	—	—	
		女 1,568	2,352	3,136	—	—	—	—	—	—	—	—	

●上記掛金には、運営事務費が含まれています。

●確定掛金はお申込締切後算出し、更新日より適用します。概算掛金と相違した場合には初回に遡って精算いたします。

- 充実の24時間保障(業務中・業務外を問いません)
- 新規加入・増額は70歳までに、継続加入は75歳まで保障されます。また、制度満了時(75歳6ヵ月超)には長寿祝記念品(3万円)が贈られます。

## 保障範囲について

- 死亡保険金……保険期間中に死亡したとき死亡保険金をお支払いします。
- 高度障害保険金……加入日以降に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に別表に定める高度障害状態に該当したとき、高度障害保険金をお支払いします。
- 災害保険金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、または、保険期間中に発病した所定の感染症(\*1)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。
- 障害給付金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に給付割合表に定めるいのちの身体障害の状態に該当された場合、定められた災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。
- 入院給付金……保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院したとき、同一事故について120日(更新前の入院日数を含みます)を限度としてお支払いします。

(\*1) 対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(\*3)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。(以下、分類項目(基本分類表番号)を記載。)

1. コリラ(A00) 2. 腸チフス(A01.0) 3. パラチフス(A01.1) 4. 細菌性赤痢(A03) 5. 腸管出血性大腸菌感染症(A04.3) 6. ベスト(A20) 7. フジテリア(A36) 8. 急性灰白腫炎<ポリオ>(A80) 9. ラッサ熱(A96.2) 10. クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0) 11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3) 12. エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4) 13. 痘瘍(B03) 14. 重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルスSARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

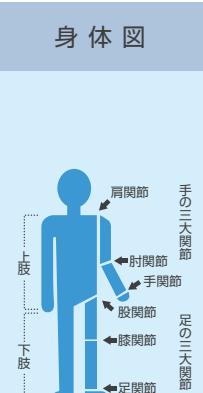
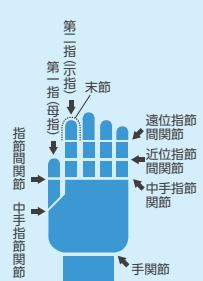
(\*3) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症といいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含みます。

なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含みません。

- (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3) 指定感染症

# [別表] 納付割合表

※「高度障害状態」とは下表第1級のいずれか1項の状態をいいます

等級	身体障害	特約保険金に対する給付割合	身体図
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割	
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割	
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割	
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割	
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割	

【備考】1.常に介護を要するもの「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。2.眼の障害(視力障害)(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。(3)視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。3.言語またはしゃくの障害(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合③声帯全部のでき出により発音が不能な場合(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。4.上・下肢の障害「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金等をお支払いできません。(すでにお払込みいただいた保険料もお返しません。)

- 加入お申込の際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部または一部が解除されたとき
  - 保険契約者または被保険者は保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除されたとき
  - 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなされず保険契約が失效し、失効日以後に支払事由が生じたとき
  - 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり、保険契約の全部または一部が取消しなったとき
  - 加入の際に保険契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得する目的または保険金・給付金を他人に不法に取得させる目的があり、保険契約の全部または一部が無効となったとき
  - 死亡保険金・高度障害保険金について
- 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
  - 被保険者の故意による高度障害および保険契約者の故意による死亡・高度障害・死亡・高度障害保険金受取人の故意による死亡・高度障害
  - 戦争その他の変乱による死亡・高度障害
  - 加入日前に発生した傷害または疾病を原因とする高度障害
  - 災害保険金・障害給付金・入院給付金について
    - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
    - 特約保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
    - 被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
    - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
    - 加入日前に発生した不慮の事故による傷害を原因とするとき

※増額された場合の増額部分については、上記の「加入」を「増額」と読み替えてください。増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

